

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高松市木太土地改良区から役員
の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成20年1月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	大見 繁義	高松市木太町1914番地4	平成19年10月6日
〃	遠藤 敏治	〃 〃 2834番地4	〃
〃	岡田 武	〃 〃 3315番地	〃
〃	葛西 浩	〃 〃 4205番地2	〃
〃	小西 輝雄	〃 〃 4167番地	〃
〃	木下 光士	〃 〃 2344番地1	〃
〃	松原 國利	〃 〃 3534番地	〃
〃	奥村 勲	〃 〃 3081番地1	〃
監事	脇谷 正美	〃 〃 2105番地4	〃
〃	小泉 繁幸	〃 〃 2459番地	〃
〃	小河 明廣	〃 〃 3040番地1	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	大見 繁義	高松市木太町1914番地4	平成19年10月7日
〃	脇谷 正美	〃 〃 2105番地4	〃
〃	葛西 浩	〃 〃 4205番地2	〃
〃	小西 輝雄	〃 〃 4167番地	〃
〃	松原 國利	〃 〃 3534番地	〃
〃	上原 良数	〃 〃 2696番地	〃
〃	河地 東洋一	〃 〃 3369番地5	〃
〃	鎌田 浩幸	〃 〃 3143番地1	〃
監事	小河 明廣	〃 〃 3040番地1	〃
〃	木下 光士	〃 〃 2344番地1	〃
〃	杉山 進	〃 〃 2580番地	〃